

# 第11回 青梅市公共交通協議会

参考資料：住民主体の公共交通の事例

平成25年11月15日

住民等が主体となって運営する公共交通について、行政が行っている支援策と、それを活用して実施している事例を整理する。

① 川崎市 『コミュニティ交通導入の支援』

(出典:川崎市ホームページ)

1) 制度の概要

坂が多い丘陵地や路線バスのネットワークが利用しづらいなど、さまざまな特性を持つ地域では、利用しやすい交通環境の整備が求められており、地域の主体的な運営によるコミュニティ交通の導入に向けた取組に対して、住民が活動しやすい環境づくり、安全運行のための情報提供、技術的支援の提供、交通事業者との調整など、取組等の進捗状況に応じた支援を行い、持続可能な交通環境の整備を推進している。

2) 支援策の内容

地域の方々が主体的にコミュニティ交通の導入に取り組む際に参考となるように、川崎市における基本的な考え方や、取り組み手順等をまとめた「地域交通の手引き」を作成するとともに、これに基づきコミュニティ交通導入に向けた技術的支援や財政的支援を行っている。

→コミュニティ交通導入に向けた取組に対する技術的な支援

→運行実験及び試行運行の実施に必要な経費負担などの支援

→本格運行実施の場合、車両購入費や停留所標識購入費など初期費用に対する補助金

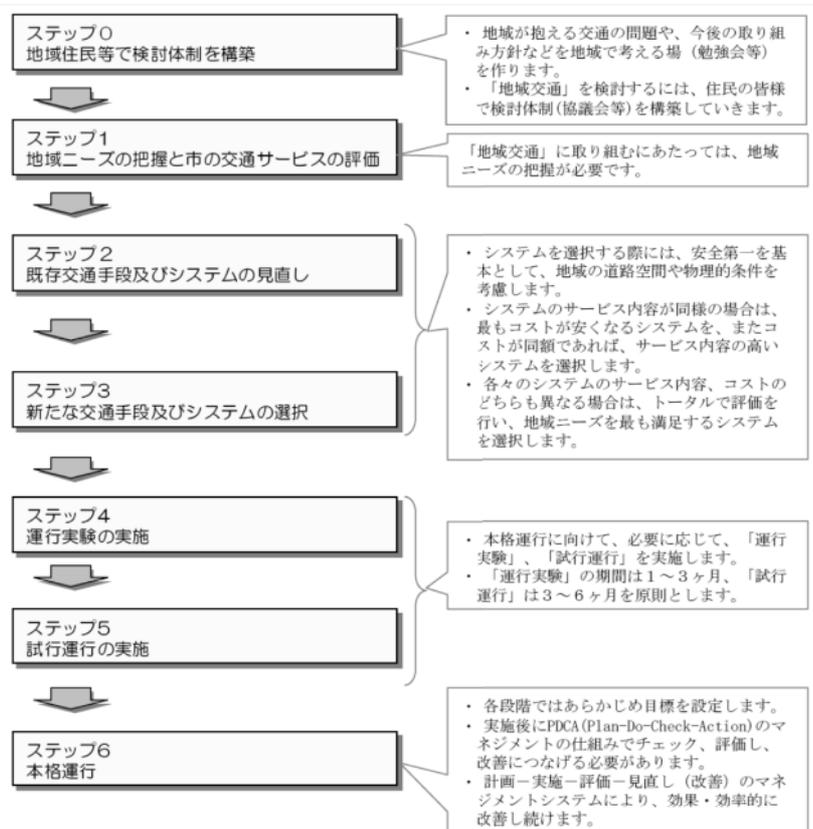
※原則として運行経費に対する補助は行わないため、本格運行は自立した安定的な運営を確保できることが条件

■地域交通の手引き

地域交通に対する取組みを、住民が主体となって、行政や事業者と協働で取り組むための進め方について、ステップごとに実施項目や留意点を整理している。

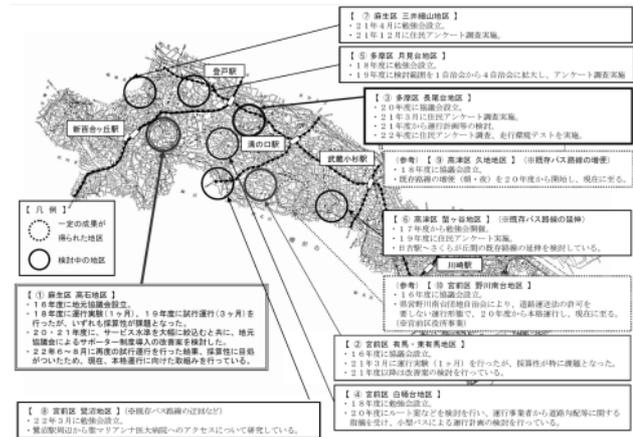
■地域交通の支援基準

「川崎市コミュニティ交通支援審査委員会」における支援可否の審査項目について、交通システムの道路運送法第4条許可の要・不要別に、審査項目を整理している。



### 3) 取り組み状況

これまで10地区において検討が行われ、このうち3地区で、既存バス路線の増便や、乗合タクシーの本格運行実現など、一定の成果がみられる。



#### ■高津区久地・宇奈根地区

平成18年度 協議会設立

平成19年度 地域の需要に応じ、朝夕の時間帯に既存バス路線を活用

平成20年度 既存路線の増便(朝・夜)を開始

#### ■宮前区野川南台地区

平成17年度 協議会設立

平成18・19年度 運行実験、試行運行実施

平成20年度 本格運行開始(平成20年7月18日～)

##### 【本格運行概要】

- ・ 実施主体: 県営野川南台団地自治会
- ・ 運行: 月曜日・水曜日・金曜日の9時台～15時台、6便/日
- ・ 乗車定員: 運転手を除く9名
- ・ 運行形態: 道路運送法の許可を要しない運行(運転手はボランティア、講習受講者)
- ・ 運賃: 無料(自治会会員の利用)
- ・ 費用: 運営費は自治会費により負担、試行運行費用や本格運行初期費用は行政補助
- ・ 路線延長: ①1.4km、②2.5km、③3.2km
- ・ 利用者数: 71人/日、4人/便

#### ■麻生区高石地区

平成16年度 協議会設立

平成18・19年度 運行実験、試行運行、いずれも採算性が課題

平成20・21年度 サービス水準大幅絞込み、地元協議会によるサポーター制度導入

平成22年6～8月 再度試行運行の結果、採算性に目処

平成23年9月 本格運行開始

##### 【本格運行概要】

- ・ 運行主体: 株式会社高橋商事(交通事業者、神奈川県バス協会会員)
- ・ 運行車両: 1台(乗客定員9名)
- ・ 運行本数: 12本/日(往復合計24本/日)の平日運行(土日祝日運休)
- ・ 運行時間: 9:35(高石団地前発)～18:13(高石団地前着)の約30分間隔
- ・ 運賃: 大人300円、小児100円、高齢者・障がい者等200円(割引分は市が補助)
- ・ サポーター登録制度: 年間6,000円の登録料を支払うと、1回乗車につき大人運賃から50円引きになる地元協議会独自の制度(月に5往復超の利用なら割安になる)

## 1) 制度の概要

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、小型バスなど生活に密着した交通手段の導入に向けて取り組みを行っているケースが多く見られます。

地域交通サポート事業とは、このような地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行にいたるまでの事業の立ち上げに対して支援を行う事業であり、通院、買い物、通勤、通学等様々な目的の方が一緒になって乗りあって移動できる公共交通サービスの実現を目指します。

## 2) 支援策の内容

一般的な地域交通サポート事業の流れは、下記の5つのステップとなっています。



### 3) 取り組み状況

横浜市地域交通サポート事業による新たな交通手段に関する支援にあたっては、5人以上の方で組織をつくっていただき、「地域まちづくりグループ」に登録していただくことが条件となっています。

「地域まちづくりグループ」の制度は、市民と市が協働して行う地域まちづくりについて、基本的な事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として平成17年10月1日に施行された地域まちづくり推進条例によって定められたものです。

	所在区	グループの名称 ※	登録年度	取組状況
1	青葉区	奈良北地区ミニバス実現の会	平成19年度	
2	港南区	日野ヶ丘町内会交通問題研究会	平成19年度	本格運行中
3	戸塚区	小雀西地区交通対策委員会	平成19年度	本格運行中
4	戸塚区	ラムーナ交通サポート検討プロジェクト	平成19年度	本格運行中
5	金沢区	六浦地域交通対策連絡会	平成19年度	本格運行中
6	港北区	菊名・篠原丘陵地シャトルバス実行委員会	平成20年度	
7	青葉区	玉川学園台交通改善委員会	平成20年度	
8	南区	別所・中里地区シャトルバス本格運行実行委員会	平成20年度	
9	瀬谷区	南瀬谷交通検討委員会	平成20年度	
10	旭区	旭中央地区コミュニティバス等検討委員会	平成20年度	本格運行中
		コミュニティバス「四季めぐり号」運行委員会	平成25年度	
11	緑区	青砥北八朔地区交通協議会	平成20年度	
12	南区	山王台交通対策委員会	平成21年度	
13	戸塚区・泉区	4号線バス問題懇談会	平成23年度	
14	泉区	緑園バス運行推進協議会	平成24年度	
15	磯子区	磯子台団地地域交通協議会	平成24年度	実証運行予定
16	泉区	下和泉地区交通対策委員会	平成24年度	試験運行中
17	金沢区	片吹地区交通対策委員会	平成24年度	
18	金沢区	釜利谷地域交通協議会	平成25年度	

③ 日立市『地域公共交通制度』『パートナーシップ協定制度』（出典：日立市ホームページ）

1) 制度の概要

日立市の以下の方針に基づいて、公共交通不存在地区での公共交通確保や、路線バス存在地区での維持継続に向けて取り組むための制度。

【公共交通の維持・確保に関する基本方針(H18)】

- ・ 近隣市町村が廃止バス路線の代替バスとして運行しているコミュニティバスは、黒字化が難しいため日立市は採用しない。
- ・ 利用者負担を基本としながら、地域もその責任と費用を分担する考え方を導入し、行政支援に対する他の地区の市民の理解を得る。
- ・ 行政は市民自らの積極的な利用と市民及び地域の地域公共交通維持に対する責任と費用の分担を条件として費用の一部を支援する。

2) 支援策の内容

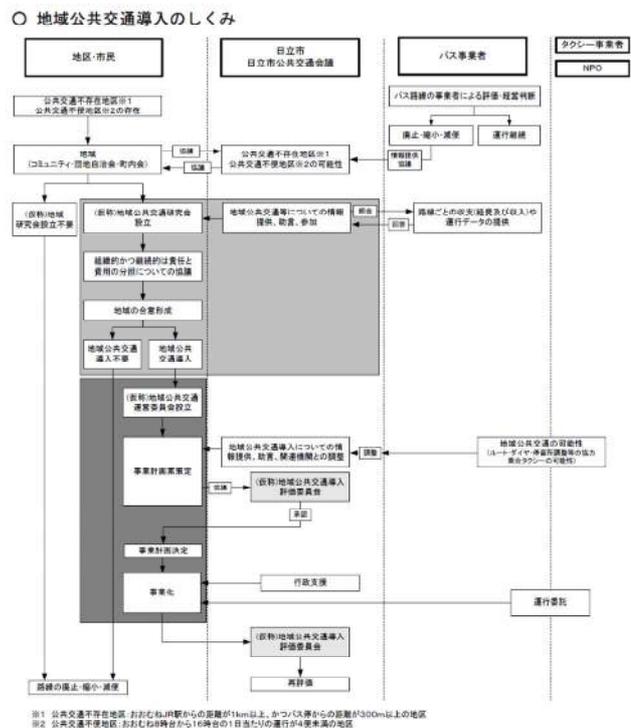
■ 地域公共交通制度

公共交通不存在地区・不便地区において、地域が公共交通以外に移動手段を持たない高齢者等の交通手段を確保するため、地域の「組織的・継続的な運営体制」と「責任と費用の分担」を前提として事業者及び行政と協力し運行する公共交通をいう。

■ パートナーシップ協定制度

路線バスが存在する地区において、バス路線の廃止・縮小・減便等が予想される地区住民と路線バス事業者とが、一定の目標達成（運行収入や乗車人数等）を条件とした協定を締結して乗車促進活動を行うことにより、既存バス路線の維持・確保及び拡充を図るしくみをいう。

- ・ 事業主体：導入する地区が組織する運営委員会及び路線バス事業者
- ・ 導入の前提：移動手段は「地域の財産」という考え方と地域の合意に基づく導入とする。
- ・ 協定内容：
  - ア. 地域とバス事業者が一定の目標（運行収入）達成を条件とした運行継続及び路線の拡充について締結する協定とし、地域とバス事業者が協力して目標達成を図る。
  - イ. 目標達成できなかつた場合は、未達成額を地域と路線バス事業者が分担して賄うとともに「次年度以降も協定を締結」又は「地域として路線の廃止・縮小・減便の受入れ」を地域が判断する。
  - ウ. 協定期間は1年間(1年毎の更新)を想定する。



※1 公共交通不存在地区 おおむね駅前からの距離が1km以上、かつバス停からの距離が300m以上の地区  
 ※2 公共交通不便地区 おおむね8時から16時の1日当たりの運行が4往未満の地区

### 3) 取り組み状況

これまで「地域公共交通制度」については2地区、「パートナーシップ協定制度」については3地区において導入が行われている。

#### ■地域公共交通:乗合タクシー「みなみ号」

- 坂下地区において平成17,18年度試行運行(試行運行を行う中で、坂下地区における地域公共交通の導入を目的に「坂下地区みなみ号運営委員会」が自主的に発足)
- 平成19年2月、坂下地区で地域公共交通の本格運行について地域内の合意形成
- 世帯負担:2,000円/年・世帯
- 運賃:片道一乗車当たり一律200円
- 平成19年5月7日、乗合タクシー「みなみ号」本運行開始
- 運行時間及び運行回数:8時発から16時発の1日4便
- 運行経路:日立市久慈川日立南交流センター～JR大甕駅の片道19.6km
- 運行車両:乗車定員10名(乗務員を含む)
- 事業主体:坂下地区みなみ号運営委員会(運行事業者は「坂下地区みなみ号運営委員会」が入札により選定した日立電鉄タクシー株式会社)
- 利用者数:1日あたり18人利用(H19)

#### ■地域公共交通:デマンド交通・過疎地有償運送「なかさと号」

- 平成19年7月 検討開始、約15か月間で導入検討、アンケート、説明会等
- 平成20年10月 試験運行開始、約9か月で運行状況の検証、シンポジウム、NPO設立
- 平成21年7月 本格運行開始
- 当初中里学区コミュニティ推進会が中心→導入検討委員会立ち上げ→NPO法人設立
- 運行許可:自家用有償旅客運送(過疎地有償運送)
- 運行区域:日立市中里地区(下深萩町、中深萩町、入四間町、東河内町)
- 総世帯数484世帯、うち利用世帯数184世帯
- 運行方法:デマンド運行(予約運行)
- 車両:ワゴン車
- 運賃:1外出当たり一律300円(小中学生150円)
- 事業主体:特定非営利活動法人 助け合いなかさと
- 旅客の範囲:会員として登録された者(中里地区の住民とその親族)、及びその同伴者
- 運行回数:1日4便、平日のみ
- 利用者数:1日あたり24人利用(H22)

#### ■パートナーシップ協定制度

平成20年10月 諏訪地区協定締結、パートナーシップ事業実施中

平成23年7月 中丸団地協定締結、パートナーシップ実証運行実施中

平成23年10月 高鈴台団地協定締結、パートナーシップ実証運行実施中

協議会では、平成25(2013)年10月31日付『日本経済新聞』夕刊記事「バス走れ住民の力で」を掲載いたしましたが、会議資料以外での利用許諾を得ていないため、削除いたしました。